

東電福島第一原発緊急作業従事者に対する疫学的研究のあり方に関する 専門家検討会

開催要綱

1 趣旨

東京電力株式会社福島第一原子力発電所においては、平成 23 年 3 月 14 日から同年 12 月 16 日まで、緊急被ばく線量限度を 100 ミリシーベルトから 250 ミリシーベルトに引き上げていた。この間、約 2 万人の緊急作業従事者が作業に従事し、173 人が通常作業の 5 年間の線量限度である 100 ミリシーベルトを超えた。

これらの者に対しては、放射線への被ばくによる健康障害の発生が懸念されることから、大臣指針^{注1}に基づき、厚生労働省に被ばく線量等を蓄積するデータベースを構築し、離職後も含めた長期的な健康管理を行っているところである。

長期健康管理に関する検討会の報告書^{注2}では、データベースで管理される情報は、一定の条件で疫学調査等に活用される場合を想定し、その場合、適切な調査計画に基づき実施されるべきとされている。

このため、データベースで管理される情報の活用も含めた、緊急作業従事者を対象とした疫学調査の調査計画のあり方について検討するため、厚生労働省労働基準局安全衛生部長の下に有識者の参集を求め、検討会を開催する。

注 1：東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針（平成 23 年 10 月 11 日付け東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針公示第 5 号）

注 2：東電福島第一原発作業員の長期健康管理に関する検討会報告書（平成 23 年 9 月）

2 検討項目

- (1) 集団設定、調査手法
- (2) 必要な医学・生物学的検査等の項目及び実施頻度
- (3) 生涯被ばく線量等の調査手法
- (4) 交絡因子等の項目及び調査手法
- (5) 研究体制、中長期的スケジュール
- (6) その他

3 構成

- (1) 本検討会は、厚生労働省労働基準局安全衛生部長が、別紙の参集者の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会には座長を置き、座長は検討会の議事を整理する。
- (3) 本検討会の参集者は、必要に応じ追加することができる。
- (4) 本検討会は、参集者以外の者に出席を求めることができる。

4 その他

- (1) 本検討会は、原則として公開する。ただし、個人情報、企業秘密情報を取り扱うなどの場合においては非公開とすることができる。
- (2) 本検討会の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課において行う。